

【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決・修正議決した。

また、本委員会付託の請願89種類1856件のうち、14種類569件を採択した。

〔法律案の審査〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案は、最近の精神医療及び精神障害者の福祉をめぐる状況を踏まえ、精神障害者の人権に配意しつつ、その適正な医療及び保護を確保し、並びに精神障害者の社会復帰の一層の推進を図るため、医療保護入院の対象者を明確にし、精神保健指定医の職務を適正なものとし、精神医療審査会の機能を強化するとともに、緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を整備するほか、精神障害者居宅介護等事業を創設し、在宅の精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心に推進する体制を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人（4名）からの意見聴取を行うとともに、精神医療審査会の人権擁護機能の強化、適切な精神医療を確保するための情報公開の推進、保護者制度の在り方、精神障害者福祉の水準の引上げと市町村に対する支援の必要性等について質疑が行われた。

質疑終局後、自由民主党の清水嘉与子理事より、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会及び二院クラブ・自由連合を代表して、任意入院者及び通院医療を継続して受けている精神障害者の保護者の義務の範囲を明確化すること、政府はこの法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする等と内容とする修正案が提出された。採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決された。なお、12項目の附帯決議を付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、平成7年4月から平成11年3月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する措置を講じようとするものである。

委員会においては、年金等の支給に係る国籍要件を撤廃する必要性、戦没者遺骨収集事業の取り組み方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成11年度以後における国民年金の保険料の額を、平成10年度の保険料の額と同額にしようとするものである。

本法律案は、まず、本会議において趣旨説明が行われ、老後生活に関する国民意識についての政府の認識、年金制度の在り方、基礎年金国庫負担割合引上げのための財源確保の方策等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、保険料凍結の理由と期間、基礎年金の国庫負担の引上げと税方式への移行の必要性、無年金障害者対策等について質疑が行われた後、賛成多数をもって原案どおり可決された。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額を、平成11年の保険料の額と同額にしようとするものである。

委員会においては、農業者年金制度の在り方、農業に従事する女性に対して必要とされる施策、制度の抜本的改革の必要性等について質疑が行われた後、賛成多数をもって原案どおり可決された。なお、1項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

3月4日、宮下厚生大臣から所信を、政府委員から平成11年度厚生省関係予算概要説明を聴取した。

3月9日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、環境ホルモン対策、医療保険制度抜本改革の検討状況、コンピューター2000年問題への取組、脳死臓器移植の実施状況と検討課題、脳卒中対策等の問題が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度厚生省関係予算を審査し、医療保険制度抜本改革への取り組み方、中央省庁再編と障害者施策の関連、介護保険制度実施に向けての検討課題、社会福祉基礎構造改革への取組、少子化に対応した今後の保育対策等について質疑が行われた。

4月13日、介護保険について質疑が行われ、保険料と介護報酬額決定の時期、要介護認定の試行的事業結果、ホームヘルパー等の人材確保策、低所得者に対する保険料及び自己負担の軽減策、自治体における介護保険制度施行準備状況等の問題が取り上げられた。

7月13日、宮下厚生大臣から、臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した（報告書については委員会会議録の末尾に掲載することに決した）。

7月27日、社会保障等に関する調査が行われ、脳死臓器移植の実施状況と今後の検討課題、介護保険を円滑に実施するための施策と基盤整備充実、歯科医療の診療報酬の在り方、医療過疎地域における救急医療体制、障害者の移送補助システムの充実等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年3月4日（木）（第1回）

- 社会保障等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生行政の基本施策に関する件について宮下厚生大臣から所信を聴いた。
- 平成11年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年3月9日（火）（第2回）

- 厚生行政の基本施策に関する件について宮下厚生大臣、政府委員、文部省、通商産業

省、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成11年3月15日（月）（第3回）

○平成11年度一般会計予算（衆議院送付）

平成11年度特別会計予算（衆議院送付）

平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について宮下厚生大臣、政府委員、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年3月23日（火）（第4回）

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

について宮下厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、総務庁及び法務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第35号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

反対会派 なし

○平成11年3月24日（水）（第5回）

○国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について宮下厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月30日（火）（第6回）

○国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第36号）賛成会派 自民、公明、共産、自由、参院

反対会派 民主、社民、二連

○平成11年4月13日（火）（第7回）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第81号）について宮下厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○介護保険に関する件について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成11年4月15日（木）（第8回）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

について宮下厚生大臣、政府委員、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成11年4月20日（火）（第9回）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第81号）について参考人財団法人全国精神障害者家族会連合会常務理事・弁護士池原毅和君、社団法人日本精神病院協会会長河崎茂君、社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会会長谷中輝雄君及び大阪精神医療人権センター事務局長山本深雪君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年4月22日（木）（第10回）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第81号）について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年4月27日（火）（第11回）

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第81号）を修正議決した。

（閣法第81号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
欠席会派 参院
なお、附帯決議を行った。

○平成11年7月13日（火）（第12回）

- 臓器移植に関する件について宮下厚生大臣から報告を聴いた。

○平成11年7月27日（火）（第13回）

- 脳死臓器移植の実施状況と今後の検討課題に関する件、介護保険を円滑に実施するための施策と基盤整備充実に関する件、歯科医療の診療報酬の在り方に関する件、医療過疎地域における救急医療体制に関する件、障害者の移送補助システムの充実に関する件、医療事故の再発防止に関する件、卒後臨床研修の必修化に関する件、患者の権利擁護に関する件、障害者の雇用確保と精神障害者施策の充実に関する件、心停止後の腎臓と角膜の移植に関する件等について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成11年8月5日（木）（第14回）

- 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第89号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 参院
なお、附帯決議を行った。

○平成11年8月13日（金）（第15回）

- 請願第5号外568件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外1286件を審査した。
- 社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、平成7年4月1日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

(1) 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、平成11年4月分から年額570万9,000円（現行年額566万9,000円）に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げる等とする。

(2) 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成11年4月分から年額194万8,700円（現行年額193万3,500円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正

平成11年4月1日における戦没者等の遺族で、平成7年4月1日から平成11年3月31日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受ける者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債を支給する。

3 施行期日

この法律は、平成11年4月1日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成11年度以後における国民年金の保険料の額を、平成10年度の保険料の額と同額にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 平成11年度以後の国民年金の保険料の額の改正

平成11年度以後の国民年金の保険料の額（月額1万4,000円）を、平成10年度の保険料の額（月額1万3,300円）と同額とする。

2 平成11年度の保険料を前納した者への還付

この法律の施行の日前に、平成11年度の国民年金の保険料を前納した者については、この法律による改正前後の国民年金の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を、その者の請求に基づき、平成11年4月1日以後、還付する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第81号） （先議）

【要 旨】

本法律案は、最近の精神医療及び精神障害者の福祉をめぐる状況を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保し、及び精神障害者の社会復帰の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保に関する事項

(1) 精神医療審査会の機能強化

- ① 委員数の規制を撤廃する。
- ② 関係者に対する報告徴収権限を付与する。

(2) 精神保健指定医の職務の適正化

- ① 診療録記載義務を拡充する。
- ② 本法律に違反した場合等における職務停止処分を創設する。
- ③ 精神保健指定医は、精神病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置がとられるよう努めなければならない。

(3) 医療保護入院及び応急入院の対象者の要件として、その対象者が精神障害のため本人の同意に基づいた入院を行う状態にないと判定された者であることを追加する。

(4) 仮入院制度を廃止する。

(5) 改善命令等精神病院に対する監督権限を強化する。

2 緊急に入院が必要となる精神障害者に係る移送に関する事項

緊急に入院が必要であるにもかかわらず、精神障害のため本人の同意に基づいた入院を行う状態にないと精神保健指定医が判定した精神障害者を、都道府県知事が応急入院指定病院に移送する制度を創設する。

3 保護者に関する事項

- (1) 自傷他害防止監督義務の規定を削除する。
- (2) 任意入院者等自らの意思で医療を受けている精神障害者の保護者については、本人に治療を受けさせる義務等を免除する。

4 精神障害者の保健福祉施策の充実に関する事項

(1) 精神保健福祉センターについて、通院医療費の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に係る判定並びに精神医療審査会の事務を一元的に行わせること等により、その機能を拡充する。

(2) 在宅の精神障害者の相談、助言等を行う精神障害者地域生活支援センターを社会復帰施設として法定化する。

- (3) 精神障害者居宅生活支援事業として現行の精神障害者地域生活援助事業の外に、精神障害者居宅介護等事業及び精神障害者短期入所事業を追加する。
- (4) 精神障害者居宅生活支援事業の主たる実施主体を都道府県から市町村に変更する。
- (5) 社会復帰施設等の利用に関する相談、助言、あっせん等については、保健所による技術的支援の下で、市町村において実施する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、4の(1)、(3)、(4)及び(5)については、平成14年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

1 保護者の義務に関する事項

任意入院者及び通院医療を継続して受けている精神障害者の保護者の義務の範囲を明確化すること。

2 検討条項に関する事項

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 今後の精神保健福祉施策を進めるに当たっては、他の障害者施策との均衡や雇用施策との連携に留意しつつ、障害者プランの着実な推進を図ること。
- 2 医療保護入院については、国連原則等の国際的な規定に照らし、その適切な運用に努めること。
- 3 医療保護入院等のための移送の実施に当たっては、適正な運用が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、都道府県の責任において適切な入院治療が提供できるよう二次医療圏を勘案し、その体制を整備すること。
- 4 市町村を中心とする在宅福祉サービスの充実が図られるよう、財政的な支援を行うとともに、専門的・技術的な支援を行うこと。また、市町村障害者計画の策定について市町村が主体的に取り組むことができるよう、積極的に支援すること。
- 5 精神病床に係る人員配置基準、医療計画その他の精神医療提供体制及び長期入院患者の療養の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 6 チーム医療及び精神保健福祉サービスの一層の推進を図るため、人材の育成・確保に努めること。また、現在検討中の臨床心理技術者の国家資格制度の創設については、速やかに結論を得ること。
- 7 重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇の在り方については、幅広い観点から検討を行うこと。

- 8 精神医療審査会がより適正な機能を発揮し、独立性と実効性を確保できるよう努めるとともに、合議体の構成についても検討すること。
- 9 成年後見制度及び社会福祉事業法等の見直しの動向を踏まえ、保護者制度及び精神障害者の権利擁護制度の在り方について、引き続き検討を進めること。
- 10 小規模作業所については、社会福祉事業法の見直しの中で、通所授産施設の要件緩和が検討されていることから、その検討結果を踏まえ、通所授産施設への移行を促進すること。
- 11 精神病院における不祥事件の多発にかんがみ、適切な医療を確保するとともに、医療機関等の情報公開の推進と精神病院の指導監督の徹底を図ること。
- 12 精神障害者に関する各種資格制限の緩和と撤廃について検討し、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずること。
右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要 旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額を、平成11年の保険料の額と同額にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額の改正

平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額（平成12年月額2万1,250円、平成13年月額2万2,070円）を、平成11年の保険料の額（月額2万440円）と同額とする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附 帯 決 議】

農業者年金制度については、農業従事者の高齢化及び減少、農業就業人口の過半を女性が占めるに至っている現状などの農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の悪化などにより、抜本的な改革が必要とされる状況にあること、また、社会保障制度審議会から、農業政策上の有効性、年金制度としての社会的妥当性、財政的健全性などについて、再三にわたる根本的な検討が要請されていることにかんがみ、政府は、農業者年金制度の在り方について検討を進め、早急に抜本的な改革を行うべきである。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※35	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 9	11. 3. 16	11. 3. 23 可決	11. 3. 24 可決	11. 3. 4 厚生	11. 3. 12 可決	11. 3. 16 可決
※36	国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 9	3. 24	3. 30 可決	3. 31 可決	3. 9 厚生	3. 19 可決	3. 23 可決
				○11. 3. 24 参本会議趣旨説明 ○11. 3. 9 衆本会議趣旨説明					
81	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案	参	3. 10	4. 9	4. 27 修正 附帯決議	4. 28 修正	4. 28 厚生	5. 21 可決 附帯決議	5. 28 可決
89	農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 26	8. 4	8. 5 可決 附帯決議	8. 6 可決	7. 14 農林水産	7. 28 可決	7. 29 可決